

高松市スポーツ施設個別施設計画策定業務委託 特記仕様書

(適用の範囲)

第1条 本特記仕様書は、発注者である高松市（以下、「発注者」という。）が、受注者に委託する「高松市スポーツ施設個別施設計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、高松市スポーツ振興課が管理するスポーツ施設等について、本市にて令和6年度より順次実施した予備調査及び健全度調査結果を踏まえつつ、施設の現状や課題を把握した上で、今後進行が予測される施設の老朽化に対し、従来の対処療法的な修繕や更新から、損傷が軽微なうちに効率的かつ効果的な対策を講じる予防保全的管理への転換を図り、既存施設の長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減と予算の平準化や事業コストの削減を目的とした高松市スポーツ施設個別施設計画を策定するものである。

(対象施設)

第3条 対象施設は、高松市スポーツ振興課が管理する施設を対象とする。詳細は、別表1に示す。

(準拠法令等)

第4条 本業務は本特記仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

No.	準拠法令等
1	地方自治法（昭和22年法律第67号）
2	建築基準法
3	インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：平成25年11月）
4	スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成30年3月）
5	公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（令和7年3月）
6	高松市ファシリティマネジメント推進基本方針（平成26年4月改正）
7	高松市公共施設等総合管理計画（令和5年1月改定）
8	高松市公共施設長寿命化指針（平成27年3月）
9	高松市公共施設有効活用・再配置等方針（平成27年10月）
10	高松市公共施設再編整備計画（令和4年5月改定）
11	高松市個別施設管理基本・実施計画（令和5年1月）
12	公立社会体育施設の維持管理・更新費の見通し（令和3年3月）
13	建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(疑義)

第5条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(提出書類)

第6条 受注者は本業務実施に当り、発注者に下記の書類を提出し、承認を得るものとする

- (1) 業務計画書、工程表
- (2) 業務着手届
- (3) 管理技術者通知書、照査技術者通知書、担当技術者通知書
- (4) 管理技術者、照査技術者、担当技術者の経歴書及び資格証明書

(管理技術者)

第7条 管理技術者は発注者に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者とし、一級土木施工管理技士の資格を有するとともに、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- (1) 技術士（都市及び地方計画）
- (2) RCCM（都市計画及び地方計画）

(照査技術者)

第8条 照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行う者とし、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- (1) 技術士（都市及び地方計画）
- (2) RCCM（都市計画及び地方計画）

なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

(担当技術者)

第9条 担当技術者は、以下の資格を有するものとする。

- (1) 技術士（都市及び地方計画）
- (2) RCCM（都市計画及び地方計画）

(秘密の保持)

第10条 受注者は、本業務遂行中に知り得た情報について、発注者の許可なしに外に利用してはならない。また、本契約の解除及び期間満了後についても同様とする。

(報告の義務)

第11条 本業務実施期間中において、受注者は業務の進捗状況を随時報告するものし、必要に応じて報告資料を提出するものとする。

(損害の賠償)

第12条 本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

(委託内容の変更等)

第13条 発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

(完了)

第14条 受注者は本業務の完了後、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し検収を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検収の合格をもって完了とする。

(瑕疵等)

第15条 業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、速やかに訂正・補足等をするものとし、これに要する経費は、全て受注者の負担とする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務における成果品については全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製したり、他に公表及び貸与したりしてはならない。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(業務概要)

第18条 本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 予備調査
- (4) 健全度調査と健全度・緊急度判定
- (5) 個別施設計画の検討及び策定

(6) 報告書作成

(7) 打合せ協議

(計画準備)

第19条 本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

(資料収集整理)

第20条 発注者より提供する施設台帳等より対象施設における各種設備等の情報を収集し、施設ごとに建築部位・各種設備等を整理するものとする。

(予備調査)

第21条 予備調査は、以下の内容について行うものとする。

(1) 対象施設の選定及び調査

収集・整理した各種資料を基に本業務の対象とする各スポーツ施設内における調査対象範囲やスポーツ施設等の詳細について、担当職員との協議により決定するものとする。また、予備調査の結果を踏まえた各施設の施設配置状況を示した施設配置図（CADデータ/A3サイズに収まる縮尺を標準とする）の作成を行うものとする。

(2) 遊具等定期点検結果の整理

過年度までに発注者にて行っている遊具等の定期点検結果と前項にて作成した施設配置図の突合を行い、それぞれの整合が図られるよう、必要に応じて施設配置図の調整を行うものとする。

(3) 健全度調査票の作成

予備調査や健全度調査において使用する健全度調査票の作成を行うものとする。なお、健全度調査票は、スポーツ施設の維持管理・更新等を適切に行うため、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づき作成し、施設履歴書としても活用できるよう作成を行うものとする。

(4) 劣化・損傷状況の確認及び施設配置図の調整

「施設の選定及び調査」結果を基に、現地にて施設の位置や規模、劣化・損傷状況の確認を行うものとする。劣化・損傷状況については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集 平成24年4月」に示される損傷種類ごとの評価基準を用いて統一的な評価を行うものとする。また、現地調査の結果に基づき施設配置図の調整を行うものとする。

(5) 予備調査結果のとりまとめ

現地にて確認した劣化・損傷状況を踏まえ、後述の健全度・緊急度判定の評価基準を用いて評価を行うとともに、その結果を施設ごとに整理するものとする。

（健全度調査と健全度・緊急度判定）

第22条 健全度調査と健全度・緊急度判定は、以下の内容について行うものとする。

(1) 健全度調査

予備調査結果を基に、予防保全型管理施設として位置づけられた施設を対象として公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づき、健全度調査を実施するものとする。

(2) 健全度判定

健全度判定については、健全度調査で得られた情報に基づき、施設ごとの劣化や損傷の状況及び安全性などを総合的に判定し、施設の補修もしくは、更新の必要性や対策について検討を行うものとする。

表 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している ・現時点では、重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である ・重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの

(3) 緊急度判定

緊急度判定は、健全度判定の結果に基づき、緊急度（高、中、低）を設定し、施設の補修若しくは更新等を行うべき時期の基準を検討・設定するものとする。

緊急度	判定の目安
高	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がDの施設 ・健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項（指標）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする施設。
中	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がCの施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない施設
低	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がAまたはBの施設

(個別施設計画の検討及び策定)

第23条 個別施設計画の検討と策定は、以下の内容について行うものとする。

(1) 基本方針の策定

基本方針は、管理類型ごとにスポーツ施設の長寿命化のための基本方針、日常の点検や定期点検における留意事項および異常を発見した場合の留意事項等について、基本的な考え方を整理するものとする。

(2) 維持保全と長寿命化対策費の算出

予備調査や健全度調査結果を踏まえ、維持保全費・長寿命化対策費の算出を行うものとする。なお、予防保全型管理における長寿命化対策費と事後保全型管理での維持管理費用を比較し、スポーツ施設の長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減額）を算出するものとする。

(3) 計画期間における事業費の算出

上項までの結果をとりまとめ、計画期間における事業費の算出を行うものとする。

(4) 年次計画の作成

上項にて算出した事業費をとりまとめ、年次計画の作成を行うものとする。

(5) 年次計画における予算の平準化

本市における予算規模等を考慮し、概算費用の平均値を平準ラインとして設定するとともに、スポーツ施設の規模や劣化状況等を踏まえ、予算の平準化に向けた検討を行うものとする。その際、長寿命化対策を数年に分けて実施する等、単年度に費用が過剰に計上されないよう事業実施時期の検討を行うものとする。

(6) 個別施設計画のとりまとめ

計画期間は発注者と協議のうえ設定し、年次計画を作成したうえで、実施計画としてとりまとめるものとする。また、市民に向けて分かりやすく説明するため、計画の要点をとりまとめた概要版を作成するものとする。

(報告書作成)

第24条 本業務の内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。また、本業務にて収集整理したデータや作成した各種図面データ等を基に、発注者が管理する施設について、今後、庁内の関係部署間にて維持管理業務が適切かつ効率的に遂行できるよう、地理情報システム(GIS)として利用できるデータを作成するとともにそれらが閲覧できるビューアソフトを併せて納品するものとする。これらの内容を電子データとしてとりまとめ、DVD-R等の電子媒体を作成するものとする。

(打合せ協議)

第25条 打合せ協議は、業務着手時、中間時：2回、成果納品時の計4回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議後は、速やかに「打合せ協議簿」を作成し、発注者に提出して確認を得るものとする。

(成果品)

第26条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 1部 |
| (2) 高松市スポーツ施設個別施設計画(A4判簡易製本) | 1部 |
| (3) 高松市スポーツ施設個別施設計画【概要版】 | 1部 |
| (4) 業務報告書 | 1部 |
| (5) 電子成果品(DVD-R等) | 1部 |
| (6) GISデータ | 1式 |
| (7) GISビューアソフト(任意ファイル) | 1式 |
| (8) 打合せ記録簿 | 1式 |
| (9) その他発注者及び受注者との協議により決定したもの | 1式 |

※ 電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

(不当要求行為の排除対策)

第27条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(適正な労働条件の確保)

第28条 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1) から (6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(個人情報保護)

第29条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(市の内部公益通報制度)

第30条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。))

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内 高松市公正職務審査会)

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

(業務実績情報の登録)

第31条 受注者は、契約金額が100万円以上の全ての業務について、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けた上、(一財)日本建設情報総合センターに10日以内(土・日・祝日を除く)に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを調査職員に提出しなければならない。

■別表1（業務対象施設）

（●：業務対象 ▲：一部業務対象の箇所あり －：業務対象外）

No.	名 称	区分	敷地面積 (㎡)	作業項目		
				予備 調査	健全度 調査	計画 策定
1	高松市総合体育館	近隣	20,159	—	—	●
2	高松市屋島競技場	地区	52,622	▲	▲	●
3	高松市ヨット競技場	街区	9,315	—	—	●
4	高松市立朝日町庭球場	街区	3,782	●	●	●
5	高松市立亀岡庭球場	街区	3,223	●	●	●
6	高松市立仏生山運動場	街区	5,761	●	●	●
7	高松市南部運動場	近隣	28,292	●	●	●
8	高松市福岡町プール	街区	5,169	—	—	●
9	高松市西部運動センター	地区	56,048	▲	▲	●
10	高松市かわなスポーツセンター	地区	28,729	●	●	●
11	高松市塩江町庭球場	街区	3,608	●	●	●
12	高松市内場池運動センター	街区	4,888	●	●	●
13	高松市ホテルと文化の里運動場	近隣	16,271	●	●	●
14	高松市健康増進温浴施設	近隣	11,739	—	—	●
15	高松市牟礼総合体育館	街区	7,713	—	—	●
16	高松市庵治町深間庭球場	街区	4,275	●	●	●
17	高松市庵治運動場	街区	10,529	●	●	●
18	高松市庵治ゲートボール場	街区	2,222	●	●	●
19	高松市庵治パタンク場	街区	2,299	●	●	●
20	高松市香川総合体育館	近隣	11,634	—	—	●
21	高松市香川屋外球技場	街区	975	●	●	●
22	高松市香川町大野河川敷運動場	地区	52,056	●	●	●
23	高松市香南体育館	街区	2,910	—	—	●
24	高松市香南庭球場	街区	3,115	●	●	●
25	高松市香南町吉光河川敷運動場	地区	30,819	●	●	●
26	高松市国分寺橘ノ丘総合運動公園はくちょう温 泉	地区	649	—	—	●
27	高松市国分寺勤労青少年ホーム	街区	898	—	—	●
28	高松市牟礼中央公園運動センター体育館	近隣	720	—	—	●